

若者サポートステーション佐世保の利用規約

一般社団法人

若者自立支援長崎ネットワーク

若者サポートステーション佐世保の利用規約

1.基本方針

この利用規約は、若者サポートステーション佐世保（以下、「サポステ佐世保」という。）が提供する「若者の就労に向けた相談」などに関する利用について定めるものです。

「若者の就労に向けた相談」の対象者は、無業の状態にある15歳から39歳までの方、また、その保護者、関係者とします。

2.相談に関する基本事項

- (1) 利用料金は全て無料です。但し、イベント参加費が別途かかる場合があります。
- (2) 利用回数に制限はありません。
- (3) 個別相談の時間は1回約30分です。
- (4) 予約なしでも相談も可能ですが、飛び込みで来られた場合、お待ち頂く場合がありますので、ご了承下さい。
- (5) 就職先を紹介したり、就職のあっせんはできません。
- (6) 就職した人でも利用は可能です。
新しい職場でも不安があったり人間関係で悩んでいることがあればいつでも相談に来てください。

3. サポステ利用方法

- (1) サポステは、自立に向けてのキャリアカウンセリングや心理カウンセリングや相談を行うところです。これらは必ず事前に予約をして下さい。カウンセリングは随時受け付けていますが、予約の方を優先します。
自分を磨くためや目標作りなど、積極的に相談やカウンセリングを利用しましょう。
なお、予約を取り消す場合も、必ず事前にサポステまでご連絡ください。
- (2) 利用日は、月曜日から金曜日までです。ただし、火・水・木曜日は新規来所者優先の日です。継続的に利用されている方は来所を控えましょう。
静かな利用にご協力ください。
- (3) サポステは、初めて来所されてから6ヶ月で自立することを目指します。
目的によって自分に合った利用を考えましょう。
 - ①早い時期の就職（バイトも含む）を目指している人
…積極的なキャリアカウンセリングの利用をお勧めします。
 - ②6ヶ月以内での就職（バイトを含む）を考えている人
…グループカウンセリングなどに参加しながらカウンセリングの利用をお勧めします。
- (4) キャリアプランニングを考えて見ましょう。次のコンテンツの組み合わせにより作成します。
 - ①個別面談 ②振り返り・自己理解 ③履歴書・職務経歴書 ④模擬面接・模擬試験
 - ⑤就労体験 ⑥求人検索 ⑦ハローワークで求人企業の紹介を受ける ⑧就職試験へ
- (5) わからなかったらスタッフへ
様々な経験や資格を持つスタッフ（カウンセラー）が皆さんと面談の上で、一人一人に合ったキャリアプランを一緒に作っていきます。

- (6) グループカウンセリングは、様々なテーマ・目的をもって行います。
目的は、集団行動、チーム・ワーク、相互交流、連携などです。例えば、
①協働創作活動、②講話と意見交換、③スポーツ活動、④各種体験活動などを通して行います。社会人になるために必要なことをみんなで体験し学びましょう。

4.相談に関する制限

- (1) 相談の申込みには、利用規約への同意が必要です。
(2) 相談内容は、就労に向けての相談であり、それ以外の相談にはお応えしかねる場合があります。
(3) メンタルクリニック（精神科・神経科・心療内科など）に通院治療中の方が相談される場合は、「サポステに通うことが可能であるか」、「就労等に向けた活動が可能であるか」といった点について主治医への確認及び承諾（書面）が必要です。また、必要に応じて、ご本人の了解を得た上で、サポステスタッフが主治医へ連絡させて頂く場合があります。
(4) 各種福祉手帳（療育手帳・精神保健福祉手帳）を所持されている方に関しましては当サポステでの支援が難しいので、より適切な支援機関をご紹介します。

5.相談内容に関する免責事項

相談内容には誠意をもって対応いたしますが、相談者の状況が確実に改善することは保証できません。また、相談内容を元に相談者がとられた行動やその結果について、サポステ佐世保は一切責任を負いません。

6. 緊急性のある相談には応じられません

相談内容により、調査及び複数専門機関との連絡調整が必要な場合には、7日以内にお答えしかねる場合があります。その場合は相談者に所要日数を連絡の上、改めて回答いたします。また、回答の遅延によって生じたいかなる結果についてもサポステ佐世保は責任を負いません。

回答担当者はすべて匿名で対応いたします。

7.システム運営及びセキュリティ対策

サポステ佐世保は必要に応じてネットワーク利用状況の把握をすることがあります。「若者の就労に向けた相談」はでき得る限りのセキュリティ対策がなされていますが、システムやプログラム、ネットワークの完全な安全を保証するものではありません。

8.個人情報の収集と取扱い

- (1) 相談申込みにあたって、下記に示したような相談者の個人情報をお尋ねします。ただし、ご本人以外の方からの相談の際は、相談対象となる方の情報を記入してください。お名前、ご住所、ご連絡先（電話番号、メールアドレス等）、性別、生年月日、保護者との連絡先、続柄（例・保護者）、家庭環境（家族構成等）、これまでの学歴、取得資格、職業経験、進路決定状況、その他自立支援に必要と思われる情報。

- (2) サポステ佐世保が収集した個人情報、個人情報保護法に基づき、適切に取り扱います。法令によって認められた場合、その他特別な理由がある場合を除き、サポステ佐世保は相談で知り得た個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、犯罪予告や自殺予告などの情報が寄せられた場合は、相談者の安全を最優先に考え、警察など関係機関に通報することもあります。
- (3) 統計的に処理した情報、利用者属性などの情報については、個人が特定できない形で公表することがあります。
- (4) 相談者の同意が得られれば、若者の就労支援に役立つよう、相談内容を本ホームページその他の場で紹介させていただく場合があります。その場合は、利用者が特定されないよう細心の注意を払います。
- (5) より良い支援を行うために、登録の際にご記入頂いた内容や相談内容等はサポステスタッフ間で共有させていただきます。
- (6) ハローワークとの連携が必要な場合（サポステ佐世保登録時やハローワークと連携した支援を行う場合）は、ハローワークと情報を共有させていただきます。
- (7) 他の支援機関（ハローワークを除く。）との連携が必要な場合や、サポステ佐世保から他の支援機関をご紹介する場合は、利用者の同意を得た上で、当該支援機関と情報を共有させていただきます。
- (8) 地域若者サポートステーション事業の委託者等（長崎労働局、厚生労働省、若者自立支援中央センター）から、当該事業の評価や効果検証など事業運営上の必要性のために個人情報の提供を求められた場合は、当該機関と情報を共有させていただきます。
- (9) 次年度以降、地域若者サポートステーション事業の運営団体に変更することとなった場合、後任団体に対し、相談記録等を含む個人情報の引継ぎをさせていただきます。

9. 禁止事項

「若者の就労に向けた相談」において、以下の行為を禁止します。該当する行為があった際には強制退出または支援を中断する場合があります。

- (1) 故意に虚偽の情報を提示する行為
- (2) けんか、暴言、威嚇、暴力等他人に迷惑をかけるような行為及び、「第三者の権利」を侵害する行為
- (3) コンピュータウイルスなど、情報資源への不法侵入を目的としたプログラムの作成もしくは配布する行為
- (4) 情報資源を破壊する行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) その他、「若者の就労に向けた相談」の正常運営を妨げる行為
- (7) 法令に反するもの、脅迫的なもの、相談と判断できないものなどについては、回答できません。

10. 著作権

- (1) 「若者の就労に向けた相談」の一切の権利は、サポステ佐世保に属します。
- (2) 私的利用など、法律によって認められる範囲を超えて、「若者の就労に向けた相談」に関連する情報を許可なく使用（複製・改ざん・転載など）することを禁止します。

11. 損害賠償の請求

「若者の就労に向けた相談」を利用する中で、相談者の不適切な行為によって、サポステ佐世保が損害を被った場合、費用・賠償金の負担（弁護士費用も含む）を当該相談者に請求することがあります。

12. 利用者間の交流

サポステでの活動中の利用者間の個人情報の交換、金品の貸借、授受は禁止します。個人的交流は施設や活動の外で、あくまでも個人の責任において行ってください。

13. 進路決定時等のご連絡のお願い

サポステの利用を経て就職や進学・訓練等の進路が決定した際は、お手数おかけいたしますが必ずサポステスタッフにまでご連絡ください。一定期間サポステのご利用がない場合は、近況伺いとしてサポステから電話・メール等を使用し、ご本人様の状況を確認させて頂く場合があります。

なお、連絡先の変更があった場合、転居等でサポステへの来所が困難になった場合にもご連絡をお願いいたします。

14. 支援・サービスの実施が困難な場合

以下のようなケースに該当する場合、当サポステでの支援を中止させていただきます。

- (1) 他の利用者、関係機関、サポステ及びサポステスタッフなどに対する暴言・暴力やネット上での誹謗中傷等多大な迷惑行為があった場合。
- (2) サポステスタッフに対し虚偽の事実を伝えた場合。
- (3) 利用規約などに反する重大な違反行為があった場合。
- (4) 職業的自立に向けた意欲やサポステの活動に取り組む意欲がないとサポステが判断した場合。
- (5) 心身等の理由により就労等を目指す事が難しいとサポステが判断した場合。

15. 事故・災害等が発生した場合の対応

- (1) サポステ活動中に関わる怪我や事故が起きた場合の保険及び補償制度はありません。怪我・事故が発生しないよう、細心の注意を払いますが、万が一の怪我や事故の際にはご自身の保険でご対応下さい。
- (2) サポステ活動中に、利用者の怪我や事故が起きた場合は、サポステスタッフが必要な対応を行うとともに、速やかにご家族に連絡します。
- (3) 損害賠償などの案件が生じた場合は、関係者の協議により必要な措置を講じます。
- (4) 火災、地震等の大規模自然災害が発生した場合は、スタッフが避難誘導を行います。

16. 利用規約の改定

この利用規約は予告なしに改定することがあります。

附則

この規約は、平成26年4月1日から施行します。

平成29年4月10日、改定